

障害者福祉システム等標準化検討会 第4回合同WT

第3回WT後の標準仕様書 の変更概要

令和4年11月18日
事務局提出資料

1. 2.1版案の変更内容(本編①)

No	意見概要	2.1版案の変更内容																
1	<p>独自事業(上乘せ)を標準化の対象とするために、標準化対象事務政令に追加規定(令和4年12月改正予定)する内容を変更している。 標準仕様書の記載も合わせること。</p>	<p>標準化対象事務政令の表記と同様の表記に変更いたしました。 第1章 本仕様書について > 2. 対象 > (2)対象分野</p> <p>本仕様書が規定する対象分野は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年1月政令第1号)第13号及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号)第12条に定めるとおりとする。(※)。ただし、市町村が行う障害者又は障害児の福祉の増進又は若しくは保健の向上に関する事務は、独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務(※)について標準化対象事務とする。このイメージは図1-2のとおりである。</p> <p>赤文字のとおり変更</p>																
2	<p><10月WT意見集約一覧 No42> 2.対象 (2)対象分野 図1-2 障害者福祉業務における標準化範囲のイメージ 国事業への上乗せ助成事業(例)として「高額障害福祉サービス費への地域生活支援事業等合算」と記載しているが、どのような機能を想定しているか。 標準仕様書に規定しないとあり、独自施策項目での管理までか、高額合算まで機能を提供してよいのか判断ができないため。</p> <p>青枠内の事業名を変更</p>	<p>独自事業(上乘せ)の対応は、図1-2の※書きで記載しているとおり、「独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なもの」に限りますが、ご意見のとおり、事業例の内容が適切では無いと考えられるため、図1-2の上乗せ事業の例について、以下のとおり変更いたしました。</p> <p>○変更前</p> <table border="1" data-bbox="697 896 1843 1062"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="697 896 1039 933"><国事業への上乗せ助成事業(例)></td> <td data-bbox="1599 933 1843 1062" rowspan="2">※独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なものに限り、対応できないものは標準化対象の範囲外とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 933 1012 996">短期入所/GHへの独自加算</td> <td data-bbox="1012 933 1599 996">低所得者層への自己負担額助成(精神通院医療)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 996 1012 1062">補装具基準額超過差額助成</td> <td data-bbox="1012 996 1599 1062">高額障害福祉サービス費への地域生活支援事業等合算</td> <td></td> </tr> </table> <p>○変更後</p> <table border="1" data-bbox="697 1139 1843 1305"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="697 1139 1039 1176"><国事業への上乗せ助成事業(例)></td> <td data-bbox="1599 1176 1843 1305" rowspan="2">※独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なものに限り、対応できないものは標準化の範囲外とする</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1176 1108 1239">障害福祉サービス等の負担上限月額や利用者負担額の軽減</td> <td data-bbox="1108 1176 1522 1239">精神通院医療の所得区分や負担上限額の軽減</td> </tr> <tr> <td data-bbox="697 1239 1108 1305">補装具の利用者負担額の軽減</td> <td data-bbox="1108 1239 1522 1305">高額障害福祉サービス費の支給金額の軽減</td> <td></td> </tr> </table>	<国事業への上乗せ助成事業(例)>		※独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なものに限り、対応できないものは標準化対象の範囲外とする	短期入所/GHへの独自加算	低所得者層への自己負担額助成(精神通院医療)	補装具基準額超過差額助成	高額障害福祉サービス費への地域生活支援事業等合算		<国事業への上乗せ助成事業(例)>		※独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なものに限り、対応できないものは標準化の範囲外とする	障害福祉サービス等の負担上限月額や利用者負担額の軽減	精神通院医療の所得区分や負担上限額の軽減	補装具の利用者負担額の軽減	高額障害福祉サービス費の支給金額の軽減	
<国事業への上乗せ助成事業(例)>		※独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なものに限り、対応できないものは標準化対象の範囲外とする																
短期入所/GHへの独自加算	低所得者層への自己負担額助成(精神通院医療)																	
補装具基準額超過差額助成	高額障害福祉サービス費への地域生活支援事業等合算																	
<国事業への上乗せ助成事業(例)>		※独自施策項目の利用を含むパラメタの設定により対応可能なものに限り、対応できないものは標準化の範囲外とする																
障害福祉サービス等の負担上限月額や利用者負担額の軽減	精神通院医療の所得区分や負担上限額の軽減																	
補装具の利用者負担額の軽減	高額障害福祉サービス費の支給金額の軽減																	

1. 2.1版案の変更内容(本編②)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
3	<p><10月WT意見集約一覧 No37> 1. 機能・帳票要件 (9)操作権限管理について</p> <p>「パラメタ等で設定された特定の管理項目について、部署・利用者で表示なし又は参照のみの権限を設定できること。(例:障害名やIQは特定部署では表示しない、決定日は判定機関以外では参照のみ等。)」とあるが、制御対象となる管理項目について標準仕様書で明記してほしい。</p> <p>パラメタ等で設定された特定の管理項目でなく、事務内容に沿った管理項目を規定する必要がある。</p> <p>また、<u>全ての管理項目をパラメタで表示制御することは、パラメタ設定およびシステム対応にかかる負担が大きく、現実的ではない</u>と考える。</p>	<p>自治体により、権限設定したい項目は様々であろうかと考えて汎用的に対応できる要件としておりましたが、ベンダの実装に過度な負担となることは本意ではないため、ご意見を踏まえて、<u>以下の項目に限定</u>をいたしました。</p> <p>機能ID:2.3.2. 障害名、障害名(カード用) 機能ID:2.1.7. 診断書の画像情報、手帳の画像情報 機能ID:3.1.5. IQ</p> <p>なお、12月全国照会での意見によっては追加項目は検討したいと考えております。</p> <p>○変更箇所 本編 1. 機能・帳票要件 (9)操作権限管理について</p> <div data-bbox="836 714 1889 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><障害者福祉システム固有の要件>← <u>パラメタ等で設定された特定以下の管理項目について、部署・利用者で表示なし又は参照のみの権限を設定できること。(例:障害名やIQは特定部署では表示しない、決定日は判定機関以外では参照のみ等。)</u>← 機能ID:2.3.2. 障害名、障害名(カード用)← 機能ID:2.1.7. 診断書の画像情報、手帳の画像情報← 機能ID:3.1.5. IQ←</p></div> <div data-bbox="1489 863 1866 941" style="border: 2px solid green; padding: 5px; text-align: center;"><p>赤文字のとおり変更</p></div>

2. 2.1版案の変更内容(障害者福祉共通)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
1	<p><10月WT意見集約一覧 No11> 01.障害者福祉共通 1.6.帳票出力機能 機能ID 1.6.17.</p> <p>要件の考え方・理由に「データ要件においては「帳票固定文言情報グループ」のデータ項目が該当する。市区町村番号、帳票コード、文言印字番号、文言出力順を主キーとし、1つの文言明細の文言桁数は全角・半角のそれぞれ300文字とする。」とあるが、<u>基本データリスト第1.0版に該当のグループは存在しない。今後追加される想定か。</u></p> <p>介護保険については、「文言マスタ情報」が定義されているが、障害者福祉には左記のマスタが定義されていない。<u>介護保険と同様のマスタが定義されるもの想定しているが、認識に相違ないか</u>ご教示いただきたい。</p>	<p>要件の考え方・理由に記載している「<u>帳票固定文言情報グループ</u>」を「<u>文言マスタ情報</u>」に名称を変更いたしました。</p> <p><u>障害者福祉システムの基本データリストに介護保険の「文言マスタ情報」グループと同様のグループを追加していただくようにデジタル庁へ申し入れます。</u></p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(1.障害者福祉共通) 機能ID 1.6.17.</p>

緑文字のとおり変更

機能ID (旧)	機能要件	実装区分					要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	審査会システム	請求審査システム	特別児童扶養手当システム	
1.6.17.	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※1 帳票単位の印字場所単位に設定できること ※2 印字有無、文言を設定できること ※3 文言は、次の管理ができること ・複数行（改行付き）を管理できること ・先頭文字に全角空白文字を設定できるなどインデントに対応できること ・半角文字、英数、記号など、一般的な通知書における文言に対応できること ※文字の強調（ボールド、アンダーライン、文字サイズ等）は含まない	◎	◎	◎	×	◎	・固定文言の管理は、データ要件においては「 <u>帳票固定文言マスタ情報グループ</u> 」のデータ項目が該当する。市区町村番号、帳票コード、文言印字番号、文言出力順を主キーとし、1つの文言明細の文言桁数は全角・半角のそれぞれ300文字とする。 例えば、「不服申立て及び取消訴訟」文が550文字ある場合は、文言出力順：11は300文字、2：250文字のように分割して管理すること。 なお、機能ID：1.6.18.も同様の管理とする。従って自由記載欄においても同様となる。
1.6.17.	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※ 実装必須の※11に加えて「管理場所」単位で設定できること	○	○	○	×	○	・「管理場所」は、機能ID：1.7.1.を参照。

2. 2.1版案の変更内容(全体にかかる変更)

No	意見概要	2.1版案の変更内容				
1	<p><10月WT意見集約一覧 No19></p> <p>02.身体障害者手帳 03.療育手帳 04.精神障害者保険福祉手帳 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 08.自立支援医療(更生医療) 09.自立支援医療(育成医療) 10.自立支援医療(精神通院医療) 11.補装具</p> <p>05.国制度手当、12.特別児童扶養手当の対象者や受給者、児童において、【英字名】【通称名】【通称名カナ】【在留資格コード】【在留期限】等の外国人にかかわる項目要件がある。<u>01.共通仕様書にも「...【通称名】【英字名】いずれでも対象者を検索できること」という要件がある。</u>しかし、<u>他の業務には【通称名】【英字名】等の項目要件はないため、他業務の対象者情報へ外国人にかかわる管理項目の追加してほしい。</u></p> <p>左記の内容については対象者情報の共通管理項目である認識のため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、国制度手当、特別児童扶養手当以外の対象者、保護者等について、<u>「英字名」、「通称名」、「通称名カナ」、「氏名優先区分コード」を実装必須として追加</u>いたしました。</p> <p>合わせて、<u>上記4項目について国制度手当、特別児童扶養手当は標準オプションから実装必須に変更</u>しております。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件</p> <p>02.身体障害者手帳 機能ID:2.1.3.(対象者)、2.1.4.(保護者) 03.療育手帳 機能ID:3.1.3.(対象者)、3.1.4. 04.精神障害者保険福祉手帳 機能ID:4.1.3.(対象者)、4.1.4.(保護者) 05.国制度手当 機能ID:5.1.3.(受給者)、5.1.4.(配偶者)、5.1.5.(扶養義務者) 06.障害福祉サービス等(受給者管理) 機能ID:6.1.3.(対象者)、6.1.40.(保護者) 08.自立支援医療(更生医療) 機能ID:8.1.3.(受診者) 09.自立支援医療(育成医療) 機能ID:9.1.3.(受診者)、9.1.4.(保護者) 10.自立支援医療(精神通院医療) 機能ID:10.1.3.(受診者)、10.1.4.(保護者) 11.補装具 機能ID:11.1.3.(対象者)、11.1.4.(保護者) 12.特別児童扶養手当 機能ID:12.1.3.(受給者)、12.1.4.(配偶者)、12.1.5.(扶養義務者)、12.1.6.(障害児)</p> <table border="1" data-bbox="929 1033 1392 1333"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.1.3.</td> <td>以下の対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所</td> </tr> </tbody> </table> <p>緑文字を追加 ※2.1.3.以外も同様</p>	機能ID (ID)	機能要件	2.1.3.	以下の対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所
機能ID (ID)	機能要件					
2.1.3.	以下の対象者情報を管理できること。 【管理項目】 個人番号 宛名番号 世帯番号 氏名 カナ氏名 英字名 通称名 通称名カナ 氏名優先区分コード 郵便番号 住所					

3. 2.1版案の変更内容(手帳関連①)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
----	------	------------

<10月WT意見集約一覧 No39>
 身体障害者手帳交付申請書
 身体障害者手帳再交付申請書

申請書に「申請者」の記載欄が二か所にあるのはどういう意図か。もし枠内の方の「申請者」は「保護者」を記載する欄の意であるなら、保護者と申請者が異なる場合も考慮し、項目タイトルを「保護者」としたほうが分かりやすいのではないかと。

申請時に何を書くか分かりやすい表記にしたため。居住地等変更届書など、他の帳票においては保護者は「保護者」と表記されており、もし保護者を記載する意図であれば表記を合わせた方が良く考える。

身体障害者手帳においては、法第15条第1項の規定により、「身体に障害のあるものは申請することができる」、「ただし本人が十五歳に満たないときはその保護者が代わって申請する」とありますため、現状の表記としております。一方で、2箇所に申請者欄があることで、本人、保護者、それ以外の記入が分かりにくく、間違って記入することも考えられることから、以下のとおり変更いたしました。

- 変更箇所
- 帳票レイアウト(15_身体障害者手帳交付申請書、16_身体障害者手帳再交付申請書)
- ・上部の「(申請者)」の表記を、「(提出者)」に変更
 - ・枠の「申請者」の表記を、「申請者 ※本人又は本人が十五歳に満たないときはその保護者」に変更

1

再交付申請書も同様に變更


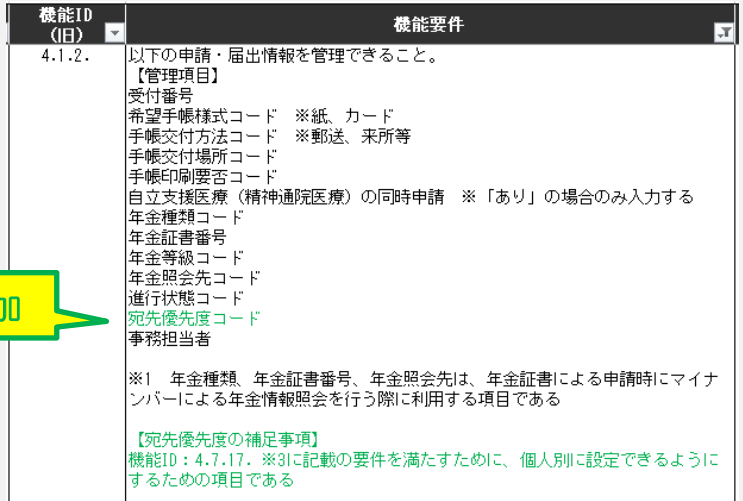
「申請者」を「提出者」に変更

※書きを追加

「申請者」を「提出者」に変更

「申請者」を「提出者」に変更

3. 2.1版案の変更内容(手帳関連②)

No	意見概要	2.1版案の変更内容				
2	<p><10月WT意見集約一覧 No40> 身体障害者居住地等変更届書</p> <p>保護者記載欄の中に「<u>手帳所持者に同じ</u>」という<u>チェック欄があるのはどういう意図か。</u></p> <p>「<u>手帳所持者に同じ</u>」ではなく「<u>届出者に同じ</u>」の誤りではないかと思われたため。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、「<u>手帳所持者に同じ</u>」を「<u>届出者に同じ</u>」に変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 帳票レイアウト(18_身体障害者居住地等変更届書) 保護者の居住地のチェック欄</p>  <p>The diagram shows two versions of a form section for '保護者 居住地'. The top version has a checkbox labeled '手帳所持者に同じ'. A red arrow points down to the bottom version, which has a checkbox labeled '届出者に同じ'. A yellow callout box with a speech bubble points to the new label, containing the text: 「手帳所持者」を「届出者」に変更.</p>				
3	<p><10月WT意見集約一覧 No41> 4.精神障害者保健福祉手帳 4.7.帳票出力機能 4.7.17. 手帳所持者宛ての通知等を出力する場合は、送付先の宛名へは送付先情報、保護者情報、本人情報の優先度で印字すること。 ※3 優先度は、手動で選択・変更もできること</p> <p><u>精神手帳の管理項目に「宛先優先度コード」が存在しないが、優先度を手動で選択可能とするために、身体障害者手帳や療育手帳と同様に管理項目として用意する想定で問題ないか。</u></p> <p>身体障害者手帳と療育手帳には管理項目として「宛先優先度コード」が定義されているため。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、「<u>宛先優先度コード</u>」の管理項目を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(4.精神障害者保健福祉手帳) 機能ID:4.1.2.</p>  <p>The screenshot shows a table with two columns: '機能ID (旧)' and '機能要件'. The entry for '4.1.2.' lists various management items. A yellow callout box with a speech bubble points to '宛先優先度コード', containing the text: 緑文字を追加.</p> <table border="1" data-bbox="1136 853 1883 1349"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1.2.</td> <td> 以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受付番号 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 手帳印刷要否コード 自立支援医療(精神通院医療)の同時申請 ※「あり」の場合のみ入力する 年金種類コード 年金証書番号 年金等級コード 年金照会先コード 進行状態コード 宛先優先度コード 事務担当者 ※1 年金種類、年金証書番号、年金照会先は、年金証書による申請時にマイナンバーによる年金情報照会を行う際に利用する項目である 【宛先優先度の補足事項】 機能ID:4.7.17. ※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である </td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	4.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受付番号 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 手帳印刷要否コード 自立支援医療(精神通院医療)の同時申請 ※「あり」の場合のみ入力する 年金種類コード 年金証書番号 年金等級コード 年金照会先コード 進行状態コード 宛先優先度コード 事務担当者 ※1 年金種類、年金証書番号、年金照会先は、年金証書による申請時にマイナンバーによる年金情報照会を行う際に利用する項目である 【宛先優先度の補足事項】 機能ID:4.7.17. ※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である
機能ID (旧)	機能要件					
4.1.2.	以下の申請・届出情報を管理できること。 【管理項目】 受付番号 希望手帳様式コード ※紙、カード 手帳交付方法コード ※郵送、来所等 手帳交付場所コード 手帳印刷要否コード 自立支援医療(精神通院医療)の同時申請 ※「あり」の場合のみ入力する 年金種類コード 年金証書番号 年金等級コード 年金照会先コード 進行状態コード 宛先優先度コード 事務担当者 ※1 年金種類、年金証書番号、年金照会先は、年金証書による申請時にマイナンバーによる年金情報照会を行う際に利用する項目である 【宛先優先度の補足事項】 機能ID:4.7.17. ※3に記載の要件を満たすために、個人別に設定できるようにするための項目である					

4. 2.1版案の変更内容(手当関連①)

No	意見概要	2.1版案の変更内容								
1	<p><10月WT意見集約一覧 No12> 05.国制度手当 5.3.支払機能 機能ID 5.3.13. 基本データリスト第1.0版にて、<u>支給月額は支給対象年月に対して、1つしか管理されない想定となっている。標準仕様書が正しく、基本データリストが誤っているという認識で問題ないか</u>、ご教示いただきたい。 支給対象年月は、基本データリスト第1.0版の項目説明にて、「国制度手当を支給した年月」とあるため、定期払いであれば8、11、2、5月が入り、支給額は支払対象年月で実際に支払った合計額が管理されるものと想定している。 「※2 支給月額は、定例払い時の支給額の内訳である」と標準仕様書に記載があるが、基本データリストの支給月額は、支給対象年月に対して1つしか管理できないものとなっている。 手当額改定等により、5月の支給は各月の支給月額が一致しない場合や所得状況届未提出により2年分の所得状況届が提出され、随時払いで過年度の12か月分(8月～3月が27,350円、4～7月が27,300円で支給額となるパターン)をまとめて支給するといった場合がある。機能要件としては、上記の対応が行える仕様となっていると想定しているが、基本データリストでは実現できない仕様となっているため、どちらが正しいのか確認させていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、<u>基本データリストとの整合及び仕様について改めて整理した結果、機能・帳票要件の管理項目に、「支給年月」を追加いたしました。</u> 合わせて、<u>支給年月、支給対象年月、支給額、支給月額の説明、要件の考え方・理由には遡及支給事の例を追記いたしました。</u>履歴とは、<u>支給年月及び支給対象年月ごとの管理</u>となります。 ○変更箇所 機能・帳票要件(5.国制度手当) 機能ID:5.3.13.</p>								
2	<p><10月WT意見集約一覧 No13> 05.国制度手当 5.3.支払機能 機能ID 5.3.11. 運用として、支払差止等により不足分が発生した場合、次回の定期払いでまとめて支給する場合がある。<u>基本データリスト第1.0版の「国制度手当支給情報」では、支給対象年月に対して1件しか支給できないため、同月で定期払いと随時払いを行うことができない仕様となっている。標準仕様書が正しく、基本データリストが誤っているという認識で問題ないか</u>、ご教示いただきたい。</p>	<p><u>合わせて、障害者福祉システムの基本データリストに反映していただくようにデジタル庁へ申し入れます。</u></p>								
3	<p><10月WT意見集約一覧 No14> 05.国制度手当 5.3.支払機能 機能ID 5.3.12. 「支給情報を履歴で管理することができ～」とあるが、基本データリスト第1.0版の「国制度手当支給情報」では、支給対象年月ごとに最新のみ管理する仕様となっている。 <u>当要件における履歴管理とは、支給対象年月ごとに管理できることという認識で問題ないか</u>、ご教示いただきたい。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.3.13.</td> <td> <p>支給情報を管理できること。 【管理項目】 支給年月 ※随時払い年月、定例払い時は8、11、2、5月である 支給対象年月 ※週及年月まで繰り返し管理とし、支給年月時に週及を含む支給対象とした年月である 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座払い・窓口払い 定時随時区分コード 支給額 ※支給年月に対する支給額である 支給月額 ※繰り返し管理とし、支給対象年月に対する支給月額である 支給決定日 振込日 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ</p> <p>※1 支給決定日及び振込日の関係は、例えば2月10日に振込まれる支給データを1月25日に作成した場合は、支給決定日:1月25日、振込日:2月10日となる ※2 支給月額は、定例払い時の支給額の内訳である</p> </td> <td>◎</td> <td> <p>支払情報の管理について、例えば所得状況届未提出により8～11月に差止し、2月定例払いにおいて、8月分まで遡及し支払いする場合は次のとおりとなる。 ・支給年月: 令和5年2月 ・支給額: 183,800円 ・支給対象年月・支給月額(繰り返し6) 令和4年8月 27,300円 令和4年9月 27,300円 令和4年10月 27,300円 令和4年11月 27,300円 令和4年12月 27,300円 令和5年1月 27,300円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	5.3.13.	<p>支給情報を管理できること。 【管理項目】 支給年月 ※随時払い年月、定例払い時は8、11、2、5月である 支給対象年月 ※週及年月まで繰り返し管理とし、支給年月時に週及を含む支給対象とした年月である 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座払い・窓口払い 定時随時区分コード 支給額 ※支給年月に対する支給額である 支給月額 ※繰り返し管理とし、支給対象年月に対する支給月額である 支給決定日 振込日 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ</p> <p>※1 支給決定日及び振込日の関係は、例えば2月10日に振込まれる支給データを1月25日に作成した場合は、支給決定日:1月25日、振込日:2月10日となる ※2 支給月額は、定例払い時の支給額の内訳である</p>	◎	<p>支払情報の管理について、例えば所得状況届未提出により8～11月に差止し、2月定例払いにおいて、8月分まで遡及し支払いする場合は次のとおりとなる。 ・支給年月: 令和5年2月 ・支給額: 183,800円 ・支給対象年月・支給月額(繰り返し6) 令和4年8月 27,300円 令和4年9月 27,300円 令和4年10月 27,300円 令和4年11月 27,300円 令和4年12月 27,300円 令和5年1月 27,300円</p>
機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由							
5.3.13.	<p>支給情報を管理できること。 【管理項目】 支給年月 ※随時払い年月、定例払い時は8、11、2、5月である 支給対象年月 ※週及年月まで繰り返し管理とし、支給年月時に週及を含む支給対象とした年月である 支払状態区分コード 支払方法コード ※口座払い・窓口払い 定時随時区分コード 支給額 ※支給年月に対する支給額である 支給月額 ※繰り返し管理とし、支給対象年月に対する支給月額である 支給決定日 振込日 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 ゆうちょ銀行記号 ゆうちょ銀行番号 口座名義人カナ</p> <p>※1 支給決定日及び振込日の関係は、例えば2月10日に振込まれる支給データを1月25日に作成した場合は、支給決定日:1月25日、振込日:2月10日となる ※2 支給月額は、定例払い時の支給額の内訳である</p>	◎	<p>支払情報の管理について、例えば所得状況届未提出により8～11月に差止し、2月定例払いにおいて、8月分まで遡及し支払いする場合は次のとおりとなる。 ・支給年月: 令和5年2月 ・支給額: 183,800円 ・支給対象年月・支給月額(繰り返し6) 令和4年8月 27,300円 令和4年9月 27,300円 令和4年10月 27,300円 令和4年11月 27,300円 令和4年12月 27,300円 令和5年1月 27,300円</p>							

支給年月を追加し、説明書きを追記

支払時の例を追加

4. 2.1版案の変更内容(手当関連②)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
4	<p><10月WT意見集約一覧 No5> 12.特別児童扶養手当 05.特別児童扶養手当関係書類提出書 通番No.7~17 タイトルに提出、再提出の区分が設けられているが、「印字編集条件など」にはパラメタ制御に関する記載のみとなっている。 当帳票は、<u>提出、再提出で分ける(改ページ)ものと想定しているが、認識に相違ないか</u>ご教示いただきたい。 改ページに要件との記載がなく判断ができないため。</p>	<p>ご意見を踏まえて、<u>管理項目に「再提出有無」を追加し、要件の考え方・理由に説明を追記</u>するとともに、<u>提出と再提出の出力分けの条件を追加</u>いたしました。 また、<u>6件以上の改ページ条件を帳票詳細要件に追記</u>いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(12.特別児童扶養手当) 機能ID:12.1.2. 「再提出有無」を追加、説明を追記 機能ID:12.6.4. ※3を追加 帳票詳細要件(12.特別児童扶養手当) 05 特別児童扶養手当関係書類提出書 通番7(説明追記)、通番20(追加)</p>
5	<p><10月WT意見集約一覧 No6> 12.特別児童扶養手当 05.特別児童扶養手当関係書類提出書 通番No.7~17 <u>件名に出力する申請区分が5件を超える場合、改頁を行う必要があると想定しているが、認識に相違ないか</u>ご教示いただきたい。 改ページに要件との記載がなく判断ができないため。</p>	

機能ID (ID)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム	
12.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 受付日 返付日 再提出日 再返付日 再々提出日 返戻日 ※ 進捗後に都道府県から返戻された日 再返戻日 再進達日 ※ 返戻後に再進達した日 再々進達日 審査済日 不足書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 不足書類コード ※ 不足書類種類コードに対して複数選択できること 添付書類種類コード ※ 10種類まで管理できること 添付書類コード ※ 添付書類種類コードに対して複数選択できること 改定事由コード 旧住所地への移管通知日 新住所地への移管通知日 変更日 再提出有無	○	○	・受付日、返付日等は、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・不足書類は、返付管理があるため、添付書類ではなく不足書類としており、自治体の運用により管理有無が分かれるため、標準オプションとしている。 ・再提出有無は、機能ID:12.6.4.「特別児童扶養手当関係書類提出書」を再提出とする場合に「有」を入力する。未入力時は提出とする。

管理項目の利用の考え方を追記

パラメタ設定は提出と再提出のそれぞれとなるように追記

管理項目を追加

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など	
		必須	オプション	不可		
7	タイトル	●			提出又は再提出のそれぞれをパラメタなどにより初期設定が行えること 認定請求、受給資格喪失届等の申請区分を印字 上記申請区分に該当する件数を印字	
8	1明細目	●				
9	件数	●				
10	2明細目	●				
11	件数	●				
12	3明細目	●				
13	件数	●				
14	4明細目	●				
15	件数	●				
16	5明細目	●				
17	件数	●				
18	備考					
19	自由記載 1	●				利用者が自由に利用できる「自由記載」領域とする
20	※6明細以上は2ページ以降に改ページする					

6件以上の改ページ条件を追加

提出と再提出の出力分け条件を追加

4. 2.1版案の変更内容(手当関連③)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
6	<p><10月WT意見集約一覧 No7> 12.特別児童扶養手当 11.特別児童扶養手当所得状況届 通番25、34、43、52 受給者、配偶者、扶養義務者1、扶養義務者2の⑮の欄について、1つの控除に対して2か所、金額を出力するよう見受けられる。<u>1つの控除に対して、金額は1つしか印字されない想定であるが、左右どちらに対して印字すべきかご教示いただきたい。</u> 印字編集条件などに「雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額を印字すること(2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査 ⑤～⑰欄の記載事項」欄に印字すること)」と定義されている。上記より控除の項目名と金額を⑮に2つまで印字すると想定しているが、⑮の1段の中で受給者、配偶者、扶養義務者に対して、固定文言の円が2か所あるため、1枠に対して控除額を2か所印字する形になっている。 左右どちらに印字するのか <u>帳票詳細要件にてお示しいただきたい。</u></p>	<p>ご意見を踏まえて、左右のうち、右欄へ印字する旨、帳票詳細要件の印字編集条件などに追記いたしました。 なお、国制度手当も同様に対応いたしました。</p> <p>○変更箇所 帳票詳細要件(12.特別児童扶養手当) 11.特別児童扶養手当所得状況届 通番25、34、43、52 帳票詳細要件(5.国制度手当) 16.障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届 通番30、43、56 17.特別障害者手当所得状況届 通番30、43、56</p>

業務	12.特別児童扶養手当	帳票名称	11	特別児童扶養手当所得状況届
通番	システム印字項目	実装項目	印字編集条件など	
		必須	オプション	不可
25	⑮	雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額(左右の円のうち右欄)を印字すること(2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査 ⑤～⑰欄の記載事項」欄に印字すること)		
<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; color: green; font-weight: bold;"> 緑文字を追記 通番34、43、52も同様 </div>				
業務	05.国制度手当	帳票名称	16	障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届
通番	システム印字項目	実装項目	印字編集条件など	
		必須	オプション	不可
30	雑損控除	雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額(左右の円のうち右欄)を印字すること(2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査」欄に印字すること)		
31	医療費控除			
32	小規模企業共済等掛			
33	配偶者特別控除			
34	肉用牛売却による			
<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; color: green; font-weight: bold;"> 緑文字を追記 通番43、56も同様 </div>				
業務	05.国制度手当	帳票名称	17	特別障害者手当所得状況届
通番	システム印字項目	実装項目	印字編集条件など	
		必須	オプション	不可
30	雑損控除	雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛け金控除、配偶者特別控除、肉用牛売却による農業所得の免除について控除がある場合は、控除がある項目名及び金額(左右の円のうち右欄)を印字すること(2つまでとし、3つ以上ある場合は「※審査」欄に印字すること)		
31	医療費控除			
32	小規模企業共済等掛			
33	配偶者特別控除			
34	肉用牛売却による			
<div style="border: 2px solid green; padding: 5px; color: green; font-weight: bold;"> 緑文字を追記 通番43、56も同様 </div>				

4. 2.1版案の変更内容(手当関連④-1)

No	意見概要	2.1版案の変更内容
6	<p><検討・課題一覧 No399> <u>ぴったりサービスに対応している国制度手当及び特別児童扶養手当の所得状況届は、プリセット様式(オンライン申請様式)と標準仕様書の帳票レイアウトの項目を合わせる必要がある。</u> <u>この場合、誓約事項(チェック欄付きの同意文)を追加する必要があるが、プリセット様式以外の請求書や届出も同様に対応したい。</u></p>	<p><u>同意文が必要となる可能性のある帳票レイアウトについて、誓約事項欄(チェック欄付きの同意文)を追加し、誓約有無を管理項目として追加いたしました。なお、特別障害者手当については、プリセット様式に備考欄がありましたので、項目を合わせるために、備考欄も帳票レイアウト及び管理項目に追加いたしました。</u></p> <p>○変更箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能・帳票要件 管理項目を変更・追加 (別紙2)機能・帳票要件_05.国制度手当.xlsx 機能ID:5.1.2.、5.1.6. (別紙2)機能・帳票要件_12.特別児童扶養手当.xlsx 機能ID:12.1.2.、12.1.7. ・帳票レイアウト 誓約事項欄を追加 <p>13_特別障害者手当現況届 14_障害児福祉手当現況届 15_経過的福祉手当現況届 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届 17_特別障害者手当所得状況届 26_障害児福祉手当認定請求書 27_特別障害者手当認定請求書 28_記載事項変更届</p> <p>11_特別児童扶養手当所得状況届 22_特別児童扶養手当認定請求書 23_特別児童扶養手当額改定請求書 24_特別児童扶養手当額改定届 26_特別児童扶養手当資格喪失届 27_未支払特別児童扶養手当請求書 28_特別児童扶養手当記載事項変更届</p> <div data-bbox="1219 651 1850 782" style="border: 2px solid green; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>帳票レイアウトに誓約事項欄を追加していますので、ご確認をお願いします。</p> </div>

4. 2.1版案の変更内容(手当関連④-3)

○ 特別児童扶養手当

機能ID (ID)	機能要件	実装区分	
		障害者福祉システム	特別児童扶養手当システム
12.1.2.	申請・届出等情報を管理できること。 【管理項目】 申請日 ※ 申請、届出を受理した日 申請区分コード 喪失日 喪失理由コード 進行状態コード 整理番号 進達日 誓約有無同意区分コード 備考 ※同意区分コードは、ひとり暮らしサービスの制約事項、課税情報の閲覧の同意等を管理する	◎	◎
12.1.7.	所得情報を管理できること。 【管理項目】 所得判定年度 所得判定届提出日 誓約有無 所得判定日 被災有無 支給誌非コード	◎	◎

管理項目名を「誓約有無」に統一

①誓約事項欄のチェック有無に該当する項目を追加

プリセット様式

(表 面)

※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号	
※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号		※※※※※ 第 号	
① 証書記号・番号 第 ○○○○号		② 氏名 ○氏名		③ 生年月日 ○○年○月○日		④ 住所 〒 郵便番号○○○○○○○○ 住所○○○○○○○○		⑤ 扶養義務者 〒 郵便番号○○○○○○○○ 住所○○○○○○○○		⑥ 扶養義務者 〒 郵便番号○○○○○○○○ 住所○○○○○○○○	
⑦ 個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○		⑧ 受給者 フリガナ ○○氏名(カナ) ○○ 氏名 ○○氏名		⑨ 配偶者 フリガナ ○○氏名(カナ) ○○ 氏名 ○○氏名		⑩ 扶養義務者 フリガナ ○○氏名(カナ) ○○ 氏名 ○○氏名		⑪ 扶養義務者 フリガナ ○○氏名(カナ) ○○ 氏名 ○○氏名		⑫ 扶養義務者 フリガナ ○○氏名(カナ) ○○ 氏名 ○○氏名	
⑬ 受給者との続柄 ○続柄		⑭ 個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○		⑮ 個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○		⑯ 個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○		⑰ 個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○		⑱ 個人番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
⑲ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、⑳70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、㉑特定扶養親族の数、㉒16歳以上19歳未満の対象扶養親族の数))		人		人		人		人		人	
⑳ ⑲以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童		0 人		人		人		人		人	
㉓ 所得額		円 円		円 円		円 円		円 円		円 円	
㉔ 障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円		人 円		人 円		人 円	
㉕ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円		人 円		人 円		人 円	
㉖ 障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別		障・特障・寡・ひとり・勤 円		障・特障・勤 円		障・特障・寡・ひとり・勤 円		障・特障・寡・ひとり・勤 円		障・特障・寡・ひとり・勤 円	
㉗ 社会保険料等相当額		円 円		円 円		円 円		円 円		円 円	
㉘ 控除後の所得額		円		円		円		円		円	
㉙ 本年8月1日における支給対象障害児の状況	障害児氏名	フリガナ	続柄	個人番号	生年月日	同意別居の別	住所	在学学校名	学年		
	○氏名	○氏名(カナ)	○続柄	○個人番号	○生年月日	✓ 同居 別居	〒 郵便番号 住所	○在学学校名	○		
	○氏名	○氏名(カナ)	○続柄	○個人番号	○生年月日	✓ 同居 別居	〒 郵便番号 住所	○在学学校名	○		
	○氏名	○氏名(カナ)	○続柄	○個人番号	○生年月日	✓ 同居 別居	〒 郵便番号 住所	○在学学校名	○		
	○氏名	○氏名(カナ)	○続柄	○個人番号	○生年月日	✓ 同居 別居	〒 郵便番号 住所	○在学学校名	○		
誓約事項		<input checked="" type="checkbox"/> 所得額等について、公費等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合は、関係書類を提出します。 上記のとおり、所得状況を届け出ます。									
※※※※※ ⑤～⑦欄の記載事項		⑧の欄及びその他の欄の記載事項									
※※※※※ 所得制限額		以上・未満									

①誓約事項欄

4. 2.1版案の変更内容(手当関連④-4)

<対象帳票>

- 13_特別障害者手当現況届
- 14_障害児福祉手当現況届
- 15_経過的福祉手当現況届
- 16_障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届
- 17_特別障害者手当所得状況届
- 26_障害児福祉手当認定請求書
- 27_特別障害者手当認定請求書
- 28_記載事項変更届

<変更内容>

- ①誓約事項欄を追加している。
- ②備考欄を追加している。※「17_特別障害者手当所得状況届」のみ

様式第五号(第十五条関係)

(表 面)

特別障害者手当認定請求書

① (フリガナ) 氏名

② 生年月日 年 月 日 満 歳

③ 住 所 市 区 町 丁目 番 号

④ 個人番号

⑤ 障害基礎年金・老齢年金・遺族年金等の受給状況

⑥ 身体障害者手帳の所有状況

⑦ 施設への入所状況

⑧ 病院等への入院状況

⑨ その他

⑩ 支払希望金融機関

誓約事項 上記について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。

備考欄

「27_特別障害者手当認定請求書」の場合

①誓約事項欄を追加

①誓約事項欄を追加

②備考欄を追加

様式第七号(第十五条関係)

(表 面)

自由記載1

特別障害者手当所得状況届

① 受給資格者 (フリガナ) 氏名 住所 個人番号

② 配偶者 (フリガナ) 氏名 住所 個人番号

③ 扶養義務者 (フリガナ) 氏名 住所 個人番号

④ 年 所 得

⑤ 受 給 資 格 者

⑥ 配 偶 者

⑦ 扶 養 義 務 者

⑧ 受給資格者に係る所得額 (欄外の記入要欄参照)

⑨ 配偶者・扶養義務者に係る所得額

⑩ 控除後の所得額

⑪ 障害者(特別障害者を除く)である同一生計配偶者及び扶養親族の人数

⑫ 特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の人数

⑬ 障害者・特別障害者・基礎・ひとり親・勤労学生の別

⑭ 社会保険料等相当額

誓約事項 所得額等について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。

自由記載1

年 月 日 氏 名

※ 審査

(注) ⑩欄の記入要領

1 裏面の公的年金等を受給していない人は、都道府県民税に保われる前年(1月から6月までの間に認定を請求する人の場合は前々年)の課税所得(給与所得がある場合には、給与所得の金額から10万円を控除した額)を記入してください。

2 裏面の公的年金等を受給している人は、右により計算した所得額(Gの欄の額)を記入してください。

⑮ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

⑯ 字は楷書で記入してください。

⑰ ※の欄は記入不要です。

公的年金等の収入金額 (欄外) A 円 ※ 円

Aの金額の65歳未満である者に係る公的年金等控除後の金額 B 円 円

給与所得控除後の給与所得額 C 円 円

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条第1項による控除(10万円) D 円 円

公的年金等以外の雑所得金額 E 円 円

雑所得及び給与所得以外のすべての所得額 F 円 円

所得額 (B+C-D+E+F) G 円 円

備考

4. 2.1版案の変更内容(手当関連④-5)

<対象帳票>

- 11_特別児童扶養手当所得状況届
- 22_特別児童扶養手当認定請求書
- 23_特別児童扶養手当額改定請求書
- 24_特別児童扶養手当額改定届
- 26_特別児童扶養手当資格喪失届
- 27_未支払特別児童扶養手当請求書
- 28_特別児童扶養手当記載事項変更届

<変更内容>

- ①誓約事項欄を追加している。

「22_特別児童扶養手当認定請求書」の場合

②裏面にも記入欄があります。 ※、※※の欄は記入する必要がありません。 字は障害ではっきり書いてください。

様式第一号(第一条関係)

※※ 第 号	※ 市区町村 受付年月日	※ 市区町村 提出 第 号	※ 市区町村 再提出 第 号
--------	--------------	---------------	----------------

特別児童扶養手当認定請求書

年 月 日 知事・市長 殿

氏名 郵便番号

誓約事項 下記について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。

①誓約事項欄を追加

②支払希望金融機関

③職業又は勤務先名

④支給対象障害児の氏名(生年月日) ⑤個人番号

⑥障害者との続柄 ⑦父の氏名 ⑧母の氏名

⑨障害者による年金の受給状況 ⑩障害者

⑪支給されている支給停止申請中支給されない

様式第六号(第四条関係)

(表 面)

特別児童扶養手当所得状況届 (年分)

①証書記号・番号 第 号	②氏名	③住所 〒
④個人番号	⑤受給者	⑥配偶者
氏 名		
⑧個人番号		
⑨同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、⑩70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数、⑪特定扶養親族の数、⑫16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))	人	人
⑬⑭以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童	人	
①所得額	円 ※円	円 ※円
控	円	円
除	円	円
⑯控除後の所得額	円	円
障害児の氏名	続柄	個人番号
生年月日	同居別居の別	在学 学校名
学年		
⑰本年8月1日における支給対象障害児の状況		
①誓約事項欄を追加		
誓約事項 <input type="checkbox"/> 所得額等について公簿等で確認できない場合や審査の結果必要となった場合には、関係書類を提出します。		
上記のとおり、所得状況を届け出ます。		
年 月 日	氏名	電話番号
知事・市長 殿		
⑮～⑰欄の記載事項	⑱の欄及びその他の欄の記載事項	
上記のとおり、相違ありません。		
年 月 日		
市区町村長 (印)		
※※所得制限額	以上・未満	

5. 2.1版案の変更内容(障害福祉サービス関連)①

No	意見概要	2.1版案の変更内容																																	
1	<p><10月WT意見集約一覧 No10> 11.補装具 06.却下決定通知書</p> <p>帳票詳細要件に宛名の項目がないため、追加いただきたい。 帳票レイアウトに窓空宛名があるが、帳票詳細要件のシステム印字項目に記載がないため。</p>	<p>宛名の記載漏れであったため、ご意見のとおり、06.却下決定通知書の帳票詳細要件に「宛名」を追加しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通番</th> <th rowspan="2">システム印字項目</th> <th colspan="3">実装項目</th> <th rowspan="2">印字編集条件など</th> </tr> <tr> <th>必須</th> <th>オプション</th> <th>不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>様式番号</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>パラメタなどにより初期設定が行えること</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>タイトル</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>パラメタなどにより初期設定が行えること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>宛名</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>障害者福祉共通「02窓空き宛名」と同じ</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>文書番号</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">宛名を追記</p>	通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など	必須	オプション	不可	1	様式番号	●			パラメタなどにより初期設定が行えること	2	タイトル	●			パラメタなどにより初期設定が行えること	3	宛名	●			障害者福祉共通「02窓空き宛名」と同じ	4	文書番号	●			
通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など																														
		必須	オプション	不可																															
1	様式番号	●			パラメタなどにより初期設定が行えること																														
2	タイトル	●			パラメタなどにより初期設定が行えること																														
3	宛名	●			障害者福祉共通「02窓空き宛名」と同じ																														
4	文書番号	●																																	
2	<p><10月WT意見集約一覧 No30> 11. 補装具 11.2.一覧管理機能 機能ID 11.2.2</p> <p>11.2.2は実装必須機能だが、「要件の考え方・理由」に記載の項目について、標準オプションの項目が存在する(申請受付番号、納入日)。そのため、11.2.2の要件を満たすためには、標準オプションを必須対応しなければならないという矛盾が生じるため、11.2.2は実装オプションとしてほしい。</p>	<p>ご意見のとおり、実装区分が矛盾しておりますが、機能ID:11.2.2は必要な機能であると考えられるため、機能ID:11.2.2を標準オプションにするのではなく、管理項目の申請受付番号、納入日を実装必須に変更しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11.1.2.</td> <td>以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請日、障害者・障害児の別コード、申請種別コード、借受けの意向有無、修理対象コード、補装具コード、耐用年数、特例補装具、修理部位、処方、判定予定日、判定依頼日、判定機関名コード、事業者コード、用具上限額、難病名コード、難病名、資格状態コード、申請受付番号</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>11.1.2.</td> <td>以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請受付番号 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関 判定方法コード 判定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード ※ 保険者の情報は保険者情報のマスタから参照・検索して指定できること</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>11.1.7.</td> <td>取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 請求日 支払日 支払区分コード 納入日</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>11.1.7.</td> <td>取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 納入日</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">申請受付番号、納入日を実装必須の管理項目に変更</p>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	11.1.2.	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請日、障害者・障害児の別コード、申請種別コード、借受けの意向有無、修理対象コード、補装具コード、耐用年数、特例補装具、修理部位、処方、判定予定日、判定依頼日、判定機関名コード、事業者コード、用具上限額、難病名コード、難病名、資格状態コード、 申請受付番号	◎	11.1.2.	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請受付番号 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関 判定方法コード 判定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード ※ 保険者の情報は保険者情報のマスタから参照・検索して指定できること	○	11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 請求日 支払日 支払区分コード 納入日	◎	11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 納入日	◎																		
機能ID (旧)	機能要件	実装区分																																	
11.1.2.	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請日、障害者・障害児の別コード、申請種別コード、借受けの意向有無、修理対象コード、補装具コード、耐用年数、特例補装具、修理部位、処方、判定予定日、判定依頼日、判定機関名コード、事業者コード、用具上限額、難病名コード、難病名、資格状態コード、 申請受付番号	◎																																	
11.1.2.	以下の申請・判定依頼情報を管理できること。 【管理項目】 申請受付番号 障害・疾患等に関する既往歴 現在受療中の医療機関 判定方法コード 判定時間 判定会場コード 代理受領の有無 保険者番号 長期給付の内容 生育・職業歴 進行状態コード ※ 保険者の情報は保険者情報のマスタから参照・検索して指定できること	○																																	
11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 請求日 支払日 支払区分コード 納入日	◎																																	
11.1.7.	取扱業者からの請求に基づき以下の情報を管理できること。 【管理項目】 納入日	◎																																	

5. 2.1版案の変更内容(障害福祉サービス関連)②

No	意見概要	2.1版案の変更内容													
1	<p><10月WT意見集約一覧 No23> 7.障害福祉サービス等(給付管理) 7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能 機能ID:7.3.8.</p> <p>介護保険の利用者負担額を<u>介護保険システムとデータ連携する場合について</u>、機能ID:7.3.13.と同様に<u>連携項目を記載</u>していただきたい。</p>	<p>機能ID:7.3.8.に、<u>介護保険システムとデータ連携する場合に必要な連携項目</u>を記載しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID (旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="3">実装区分</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>障害者総合支援システム</th> <th>請求審査システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.3.8.</td> <td> <p>【高額支給総額計算(既存高額)】 介護保険の利用者負担額は、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険者番号 ・被保険者番号 ・市区町村コード ・宛名番号 ・サービス提供年月 ・介護保険利用者負担額 ・高額介護サービス費支給額 ・高額介護処理年月 </td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">連携項目を記載</p>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分			障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム	7.3.8.	<p>【高額支給総額計算(既存高額)】 介護保険の利用者負担額は、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険者番号 ・被保険者番号 ・市区町村コード ・宛名番号 ・サービス提供年月 ・介護保険利用者負担額 ・高額介護サービス費支給額 ・高額介護処理年月 	○	○	×
機能ID (旧)	機能要件	実装区分													
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム											
7.3.8.	<p>【高額支給総額計算(既存高額)】 介護保険の利用者負担額は、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険者番号 ・被保険者番号 ・市区町村コード ・宛名番号 ・サービス提供年月 ・介護保険利用者負担額 ・高額介護サービス費支給額 ・高額介護処理年月 	○	○	×											
2	<p><10月WT意見集約一覧 No24> 7.障害福祉サービス等(給付管理) 7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能 機能ID:7.3.9.</p> <p>児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額を都道府県、指定都市、児童相談所設置市の<u>障害児入所給付費管理システムとデータ連携する場合について</u>、機能ID:7.3.13.と同様に<u>連携項目を記載</u>していただきたい。</p>	<p>機能ID:7.3.9.に、<u>障害児入所給付費管理システムとデータ連携する場合に必要な連携項目</u>を記載しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機能ID (旧)</th> <th rowspan="2">機能要件</th> <th colspan="3">実装区分</th> </tr> <tr> <th>障害者福祉システム</th> <th>障害者総合支援システム</th> <th>請求審査システム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.3.9.</td> <td> <p>【高額支給総額計算(既存高額)】 児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の障害児入所給付費管理システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村コード ・受給者証番号 ・宛名番号 ・請求年月 ・サービス提供年月 ・障害児入所給付費自己負担額(※) <p>※ 請求年月時点で支払いの確定したサービス提供年月における総額を設定する</p> </td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">連携項目を記載</p>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分			障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム	7.3.9.	<p>【高額支給総額計算(既存高額)】 児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の障害児入所給付費管理システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村コード ・受給者証番号 ・宛名番号 ・請求年月 ・サービス提供年月 ・障害児入所給付費自己負担額(※) <p>※ 請求年月時点で支払いの確定したサービス提供年月における総額を設定する</p>	○	○	×
機能ID (旧)	機能要件	実装区分													
		障害者福祉システム	障害者総合支援システム	請求審査システム											
7.3.9.	<p>【高額支給総額計算(既存高額)】 児童福祉法に基づく障害児入所給付費に係る利用者負担額は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の障害児入所給付費管理システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村コード ・受給者証番号 ・宛名番号 ・請求年月 ・サービス提供年月 ・障害児入所給付費自己負担額(※) <p>※ 請求年月時点で支払いの確定したサービス提供年月における総額を設定する</p>	○	○	×											

6. 2.1版案の変更内容(自立支援医療関連)①

No	意見概要	2.1版案の変更内容															
1	<p><10月WT意見集約一覧 No3> 08.自立支援医療(更生医療) 05.認定決定通知書 通番12</p> <p>受給者証の有効期間には経過的特例の記載があるが、認定通知書等の帳票では有効期間とだけ記載されている。受給者証以外は経過的特例の記載は不要と考えてよいか。</p>	<p>通知書関係の帳票については受給者証と内容を揃えるべきものであることから、受給者証と同様に帳票詳細要件へ経過的特例の記載を追記しました。</p> <p>○対象の帳票 <更生医療> 05_認定決定通知書、09_変更決定通知書、10_支給認定決定のお知らせ <育成医療> 03_認定決定通知書、09_変更決定通知書、10_支給認定決定のお知らせ <精神通院医療> 05_受給者証の交付について、10_認定決定通知書、11_変更決定通知書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通番</th> <th rowspan="2">システム印字項目</th> <th colspan="3">実装項目</th> <th rowspan="2">印字編集条件など</th> </tr> <tr> <th>必須</th> <th>オプション</th> <th>不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>有効期間</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>和暦表記 経過的特例の対象者に対して、本来の有効期間とは別に、特例が延長された場合の有効期限も記載する。 例)「(経過的特例が延長された場合は〇年〇月〇日までとする。)」</td> </tr> </tbody> </table> <p>受給者証とあわせて経過的特例の記載を追加 ※他も同様</p>	通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など	必須	オプション	不可	12	有効期間	●			和暦表記 経過的特例の対象者に対して、本来の有効期間とは別に、特例が延長された場合の有効期限も記載する。 例)「(経過的特例が延長された場合は〇年〇月〇日までとする。)」
通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など												
		必須	オプション	不可													
12	有効期間	●			和暦表記 経過的特例の対象者に対して、本来の有効期間とは別に、特例が延長された場合の有効期限も記載する。 例)「(経過的特例が延長された場合は〇年〇月〇日までとする。)」												
2	<p><10月WT意見集約一覧 No4> 08.自立支援医療(更生医療) 8.1.受給者台帳管理機能 8.1.9.経過的特例有効期間について</p> <p>経過的特例有効期間終了日について、延長された場合の有効期間終了日を管理するのか。それとも、延長されなかった場合の有効期間終了日を管理するのか。どちらで管理すべきかご教示いただきたい。</p>	<p>延長された場合の期間を想定しておりますが、項目の定義がわかりにくいため、機能ID:8.1.9.、9.1.10.、10.1.9.に補足説明を追加しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.1.9.</td> <td> 認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2 </td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table> <p>補足説明を追記</p> <p>※1 判定結果には却下、決定の他に取下も含むこと ※2 経過的特例有効期間には経過的特例が延長された場合の有効期間を設定すること</p>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	8.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2	◎									
機能ID (旧)	機能要件	実装区分															
8.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 判定日 判定結果コード ※1 却下理由コード 却下理由 認定日 交付日 受給者番号 有効期間開始日 有効期間終了日 公費負担の対象となる障害コード 医療の具体的方針 特定疾病療養受給者証の有無 経過的特例有効期間開始日 ※2 経過的特例有効期間終了日 ※2	◎															

6. 2.1版案の変更内容(自立支援医療関連)②

No	意見概要	2.1版案の変更内容									
1	<p><10月WT意見集約一覧 No8、9> 08.自立支援医療(更生医療) 10.支給認定決定のお知らせ 通番23 12.受給者証の更新について(お知らせ) 通番13</p> <p>有効期間の出力レイアウトがわかるように記載いただきたい。 <u>受給者証の有効期間欄は、「年月日から年月日まで」、支給認定決定通知書は「年月日～年月日」と印字形式示されており、どちらかのパターンで印字すべきと想定している。</u> 当帳票は、枠のみ設けられており、印字形式が示されていないため、どちらで印字すべきかご教示いただきたい。</p>	<p>標準仕様書本編の第3章 機能・帳票要件>2. 帳票詳細要件>表3-13 システム印字項目の編集方法の「日付」の補足欄に“から”、“まで”等の日付以外の関連する文字は、帳票レイアウト側での埋め込み」とされていることを踏まえ、<u>帳票レイアウトの有効期間の記載を受給者証とあわせました。</u></p> <p>○対象の帳票 <更生医療> 05_認定決定通知書、09_変更決定通知書、10_支給認定決定のお知らせ、11_自立支援医療受給者証等記載事項変更届、12_受給者証の更新について(お知らせ)、14_自立支援医療受給者証再交付申請書、15_自立支援医療受給者証返還届</p> <p><育成医療> 03_認定決定通知書、09_変更決定通知書、10_支給認定決定のお知らせ、11_自立支援医療受給者証等記載事項変更届、13_自立支援医療受給者証再交付申請書、14_自立支援医療受給者証返還届</p> <p><精神通院医療> 05_受給者証の交付について、06_受給者証の更新について(お知らせ)、09_自立支援医療受給者証等記載事項変更届、10_認定決定通知書、11_変更決定通知書、13_自立支援医療受給者証再交付申請書、14_自立支援医療受給者証返還届</p> <table border="1"> <tr> <td>訪問看護事業者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>から まで</td> </tr> <tr> <td>自己負担上限額</td> <td></td> </tr> </table> <p>受給者証にあわせて「から」「まで」に変更</p>	訪問看護事業者		有効期間	から まで	自己負担上限額				
訪問看護事業者											
有効期間	から まで										
自己負担上限額											
2	<p><10月WT意見集約一覧 No33> 8.自立支援医療(更生医療) 8.6.マスタ管理機能 機能ID:8.6.4.</p> <p>保険者情報をマスタ管理として、「<u>保険者名カナ</u>」が定義されているが、介護保険標準仕様書記載(介護保険標準仕様書 機能ID:1.2.11)の保険者情報のマスタ管理については、「<u>保険者名カナ</u>」の記載がない。また<u>業務上必須の項目ではなく、帳票詳細要件にも記載がないため、実装オプションの管理項目</u>として整理して頂きたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて、<u>管理項目の「保険者名カナ」を実装必須から標準オプションに変更</u>しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:8.6.4.(修正)、8.6.6.(追加) 機能ID:9.6.4.(修正)、9.6.6.(追加) 機能ID:10.7.4.(修正)、10.7.6.(追加)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.6.4.</td> <td> 保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者名カナ 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日 </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>8.6.6.</td> <td> 保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>標準オプション機能に変更</p>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	8.6.4.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者名カナ 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎	8.6.6.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分									
8.6.4.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者番号 保険の種類コード 保険者名 保険者名カナ 保険者郵便番号 保険者住所 保険者方書 適用開始日 適用終了日	◎									
8.6.6.	保険者情報をマスタ管理できること。 【管理項目】 保険者名カナ	○									

7. 主な継続検討事項(残課題)

○ 令和4年度下期検討における、主な継続検討事項(残課題)は、以下のとおりである。

No	継続検討事項	検討の概要	対応の方向性
1	引越しワンストップサービス対応	引越しワンストップサービスの対応について、 標準仕様書へ反映する必要がある。	デジタル庁から回答があり次第対応する必要がありますが、2月9日のWTで検討できればと考えております。
2	データ要件・連携要件の全国照会の意見集約に伴う対応	令和4年7月26日「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論(案)に係る意見照会について(依頼)」に伴い、デジタル庁が行うデータ要件・連携要件へ意見の反映を行うにあたり、 機能・帳票要件について、一部の機能や管理項目の追加・変更が必要 となる。	機能・帳票要件の変更にあたり、デジタル庁とスケジュール調整が必要となりますが、2月9日のWTで検討できればと考えております。
3	指定都市に係る仕様改善(デジタル庁)	指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、 年度内を目途に、集中的に点検を行う。 (デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。)	デジタル庁からの依頼を受けて、点検を行うこととなります。
4	過剰な機能の標準オプションへの変更(デジタル庁)	機能要件について、 過剰な機能 となっていないかについて、 実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に、 デジタル庁の主導的な支援の下、 集中的に点検を行う。	デジタル庁からの依頼を受けて、点検を行うこととなります。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性がある。

- ・検討・課題一覧及び継続検討一覧の残課題のうち、必要かつ対応が可能な事項
- ・デジタル庁から20業務横並び調整依頼等の追加の依頼
 - ※デジタル庁が行っている「共通機能等技術要件検討会」の検討結果により各業務の標準仕様書を見直す必要があるものを含む
- ・その他、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項